

【重要】 非常変災時の措置について

災害発生時、次に示す基準により臨時休業等の措置をとります。ご家庭のよく見える場所に掲示しておいてください。

◆ 臨時休業となるとき (いきいき活動もありません)

午前7時現在 および 午前7時から8時30分までに

◎大阪市に **暴風警報** **特別警報** **暴風雪警報** が発表された。

※大雨洪水警報や、各種注意報の場合は、臨時休業となりません。

◎大阪市より、東淀川区内のいずれかの地域に河川氾濫の

警戒レベル3（高齢者等は避難） 、**警戒レベル4（全員避難）** が発令された。

◎大阪市内のいずれかの地域で、**震度5弱以上の地震** が発生した。

◎気象庁より、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まつたと評価された場合」に関するものが発表された。

◆児童の登校後に上のような状況が発生した場合、通学路の安全や保護者の在宅等を確認し、教職員引率による集団下校などの下校措置を取ります。保護者のお迎えによる直接引き渡しをお願いする場合もあります。ただし、学校が警戒レベル4（全員避難）の対象区域となった場合、校内で待機・避難させます。気象情報に十分ご注意ください。

【 お願い 】

※臨時休業等の場合、保護者メール、ホームページ、玄関掲示でお知らせします。電話でのお問い合わせは、緊急連絡がつながらなくなる恐れがありますので、ご遠慮ください。保護者メールアドレスや緊急連絡先は、常に最新のものを登録・ご連絡ください。

※災害が発生した場合の避難場所や、状況に応じた安全確保のための行動のとり方など、ご家庭でも、いま一度ご確認ください。